

## 第14回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成31年3月29日（金）9:57～11:17

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、野坂美穂

（専門委員）川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、濱西隆男、八剣洋一郎

（事務局）石崎参事官、谷輪参事官

（ヒアリング出席者）

国土交通省：坂根総合政策局官房審議官

国土交通省：星野総合政策局政策課企画専門官

国土交通省：麓総合政策局行政情報化推進課長

国土交通省：小笠原土地・建設産業局建設市場整備課長

国土交通省：淡野住宅局建築指導課長

国土交通省：平嶋自動車局貨物課長

国土交通省：長谷川住宅局住宅生産課長

金融庁：井藤監督局審議官

金融庁：堀本監督局総務課長

金融庁：岡田監督局金融会社室調整官

4. 議題：

（開会）

関係省庁からのヒアリング

・重点分野「営業の許可・認可に係る手続」

（国土交通省、金融庁からヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間となりましたので、第14回「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中を御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、林委員、原委員、國領専門委員が御欠席でございます。

それでは、議事に入ります。

本日は「行政手続間コスト削減のための基本計画」のフォローアップとして、国土交通省及び金融庁より、営業の許可・認可に関する手続について、ヒアリングを行いたいと思います。

委員・専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただきまして、それを受

けて御質問・御議論をお願いしたいと思ひます。

まずは、国土交通省よりヒアリングを行います。

国土交通省に対しては、資料1-1のとおり、論点メモを事前に送付してあります。論点に対する御回答について、御説明を頂戴したいと思ひます。

それでは、お忙しいところ大変恐縮でございますが、20分で全体の御説明を頂戴したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○坂根官房審議官 国土交通省でございます。こういう機会を与えていただき、ありがとうございます。

国交省として、電子申請システムの更改と、4つの法律に関する取組について、順次、担当課長から御説明を申し上げます。

○麓課長 総合政策局行政情報化推進課長の麓と申します。

資料1-2の1番の「全体として」というところで、①、オンライン申請システムの関係でございますが、国交省のオンライン申請システムの更改等につきましては、本年の4月初旬に入札公告を行う予定でございますが、この入札により順調に更改が進捗した場合には、来年の9月に新機能を有したシステムの運用を開始する予定でございます。

2番目でございますけれども、来年の9月に更改するシステムにつきましては、申請手続を追加する際のシステム改修が不要となりまして、また、利用者が一度行った申請の内容を、次回の申請の際に入力しなくて済む機能を実装することとしてございます。

なお、法人共通認証基盤の活用につきましては、本システムを利用する際の窓口となっているeガバメントシステムでの活用が予定されていると伺っておりまして、同システムで活用されれば、本システムでも活用されることとなります。

3番目でございますが、電子申請システムの更改時期にかかわらず、提出書類・情報の見直し及び電子媒体による様式の配布などによりまして、申請様式のデジタル化などの取組を進め、事業者の負担を軽減することにより、省全体として20%以上の行政手続コストの削減を達成していく見込みでございます。

以上でございます。

○小笠原課長 続きまして、次ページの「測量法」の関係について、建設市場整備課長でございますが、御説明させていただきます。

測量法の登録制度の運用に当たりましては、測量業務の発注者等が測量業者の事業内容や経営状態等を参考として把握するために、毎年度、営業経歴書等の提出を求めています。

ただ、測量業者の方々に実施した意向調査の中では、特に財務に関する書類あるいは過去の業務に関する書類については、簡素化の要望を受けているということでございます。

これらの書類につきましては、測量法の施行規則において様式を定めてありますが、手続コストの削減のために会社の決算書類による代替、あるいはその記載項目の削減といったものについて、現在検討しているところでございます。

今後、当該情報を活用している者、主に公共団体等発注者を想定してございますが、こうした意向も踏まえながら、また、会計処理に関する専門知識をお持ちの方々の御意見も伺いながら、その他の書類の簡素化も含めて、詳細についての検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、測量法については、測量法におきまして測量業者の登録情報を閲覧に供することが定められております。一部の情報につきまして、国交省のホームページにおいて「建設関連業の登録業者情報提供システム」として公開し、発注者の利便向上に充ててまいります。

今後、営業経歴書等の申請書類の簡素化の検討とあわせて、インターネットで公表する項目についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○淡野課長 続きます、3ページ目の「建築基準法」に基づく手続のほうにつきまして、住宅局建築指導課長の淡野でございますけれども、説明をいたします。

構造方法の認定は、建築基準法に基づいて高度な構造計算とか避難安全検証を行った内容について、大臣のほうで認定を行うという仕組みでございます。年間約3,800件程度の件数でございますけれども、こちらにつきましては、今年度、大臣認定の申請手続の電子化等に係るシステムを構築いたしまして、その試験運用を新年度から開始いたしまして、本年の秋ごろには供用を開始したいと考えているところでございます。

こちらについて、いただいている論点として、まず、国土交通省のオンライン申請システム上のシステム化ということでございますけれども、こちらにつきましては、現行のeガバメントシステムにおける容量制限が100MBでございますけれども、この構造方法等の認定の場合、具体的には全体の約4分の1を占める建築物の認定の場合に、平均でほぼ400MBの容量が必要になってくるという、非常に多くの図面等を電子化して提出するという仕組みでございます。その容量の上限との関係の上で、なかなかオンライン申請システムというものに載せることが難しいということから、独自のシステムの構築を行うことにしているものでございます。

そして、その次の論点で、申請に当たりまして、法定の図面等を全てPDFファイルの形式等で電子的に送付を認めるかということでございますけれども、こちらについては認めるということを考えております。

また、添付図書の簡略化のほうにつきましては、システムを実際に運用を行ってみて、また、認定をめぐる状況を踏まえつつ、継続的に検討を行ってまいりたいと考えてございます。

そして、3点目の論点として、建築基準法に基づく他の手続につきまして、電子申請を導入しないのかということでございます。

建築基準法に基づく申請として一番多いのが、建物を建築する際に、地方公共団体、または民間の指定機関が行う建築確認の手続がございます。年間約60万件ほどございまして、

このうち50万件ほど、民間の指定機関が、今、担っているわけですが、この民間機関のうち、既に2割ぐらいの機関では電子申請を受け付けているという状況でございまして、これは今後も増えていくということを見込んでおります。制度的にはもう可能にしているということから、体制の整った民間機関から順次広がっていくと考えているところでございます。

以上でございます。

○平嶋課長 「貨物自動車運送事業法」の関係であります、資料1-2の4ページになります。

こちらのほうは2点、まず、事業者からのヒアリングの結果はどうであったのかというところ、それから、そのヒアリングを踏まえて、手続の見直しというのをどうしていくのかというところであります。

4ページの下に書いてございます⑨ですけれども、ヒアリングを行いました。大体、局ごとに手続が違っていたりしますので、局をまたがって申請を出されることが多い大手の事業者さんの話をいろいろ伺っております。

その結果、やはり添付する範囲とか、いろいろ手続が細かく違っているところが出てきております。

例えば、この⑨のところに書いておりますのは、一定の要件に該当する、例えば、きちんとトラックが収まる駐車場があるかどうかと、これは車庫法との関係と申しますか、ちゃんと車が止められる場所が確保できているかどうかという非常に重要な要件であります。こういったものを確認するための、広さが十分あるかどうかといったところの確認の書面など、変わる場所、変わらない場所、全体として書面を付けさせているケースと、変わる部分だけを付けさせているケース、こういったものがあつたところでもあります。

これ以外にも、例えば複数の営業所の申請をまとめて出せるのか。まとめてというのは、1つの計画の中に複数のものを内容として多数項目を入れて出せるのか。それとも営業所ごとに切って出したほうがいいのかと。これは実際、事業者のほうも分かれて出したほうが出しやすいという話もあるようですし、逆に、まとめて出したほうがやりやすいという、いろいろなニーズもあるようです。こういったところは、それぞれどちらのほうがよりやりやすいのかというのを聞いていって、今後を決めていきたいと考えております。

この結果を踏まえて、2019年度中に手続の見直しを行っていききたいと考えております。

また、10番のところでもありますけれども、オンライン申請の関係です。

こちらは省全体のオンラインシステムの申請の準備が整うタイミングに合わせて、このシステムの更改が完了したら、運用を開始できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○長谷川課長 続きまして「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」でございまして。

こちらは、姉歯事件を契機にできた枠組みでございまして、新築住宅の建設あるいは販

売をした事業者の方について、万が一、事業者が倒産した後に欠陥が見つかったときに、きちんとした保全措置があるといったことを確認するために、半年に一度、その半年間に引き渡した住宅の数、保険の加入状況、供託の状況を届け出るといったことを義務づけている仕組みでございます。

こちらにつきまして、アンケート調査結果の概要、添付書類の撤廃、電子申請の導入の状況といった2点について、御質問をいただいているところでございます。

まず、アンケート調査でございますが、関係団体の御協力をいただきまして、事業者の方、行政庁にアンケートを行ったところでございます。

事業者サイドでございますが、一部、電子申請化に対応できないとする事業者もいらっしゃいましたが、9割程度、電子申請化についてはポジティブな反応があったといったところでございます。

ただ、電子認証サービスなどを使ったコスト負担までして活用するかといったことについては、否定的な意見が多かったといったところでございます。

それから、行政庁でございますが、これは後ほど出てまいりますけれども、前回のこの部会で、保険の場合については、保険契約締結証明書が保険会社から各事業者に発行されて、その提出を求めていますけれども、そうした間接的な手続ではなくて、保険会社のほうから行政のほうで情報を集めてチェックをする行政庁あるいは国のほうの立場、そちらのほうに回せばより効率的なのではないのかという御指摘をいただいたことでございます。

こうした枠組みを前提とした場合に、今までのような保険契約締結証明書の添付が省略できないかと言ったところ、約7割、多数のところは差し支えないのではないかといった御意見をいただいております。

それから、電子申請化につきましては、効率化に寄与するといった意見がある一方で、電子申請化と通常の手続が併存すると負担増につながるのではないかといった声も聞かれていたところでございます。

それから、費用負担について、予算措置についてはハードルがあるといった回答も多かったところです。

その下の⑫で、まず添付書類でございます。先ほど申し上げました、前回の部会で御指摘いただきました保険契約締結書、この手続については削減できるのではないかといったところでございますが、先ほど申し上げましたように、その方向でできないかといった検討を進めてまいりまして、保険会社の協力も得られそうな状況でございます。

このため、7割程度差し支えないといった御意見もありましたので、今、残りの3割の方の懸念なども、いろいろ細かく聴取しているところでございますけれども、その締結証明書につきましては、削減する方向で検討を進めていきたいといったことでございます。

それから、電子申請の導入につきましては、アンケート調査の中でも、電子認証サービスの活用まで前提とするのはなかなか難しいといった御意見もあることを踏まえすと、

押印の取り扱いといったところがポイントになるかと思っております。こちらにつきましては、政府全体のガイドラインの改定が検討されているというように伺っていますので、その内容を踏まえて、その押印を見直せないかという方向で検討を進めて、この電子化を進める支障となっている課題の解決を進めていきたいと考えておるところでございます  
以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がございましたら、よろしく願いしたいと思っております。

まず、全体のところで、後から振り返ることもあるかと思いますが、何かございましたら御指摘を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、まず、私のほうで幾つかお聞きしたいと思うのですが、やはり国交省全体でオンラインシステムを作られるということも非常によろしいと思うのですが、これはやはり、各省ごとにばらばらにシステムができるということになると、例えば、またがった許認可が要る場合について、一々各省のところに入らないと一つの事業ができないということになりかねないと思っておりますので、そういう意味ではちょっとどうなのかという気がしています。

でも、そういう意味で、IT室は本日は法案の関係でお忙しくていらっしゃらないというお話だったのですが、ここはIT室ともよく御相談していただいて、本当に各省独自に立ち上げていくのがいいのか、それとも、やはり、そこはいろいろな形で政府全体として窓口をどのようにしていくのかというのは、少しIT室と御相談いただければと思いますし、事務局に、その辺、IT室にもよく問題意識をお伝えいただければと思います。

仮に予算の関係で、各省ごとでのシステムということになっても、一々システムをいじくってお金が掛かるというのでは困りますので、疎結合は御存じですか。要するに、システムごとに、それだけいじれば、あとはインターフェースだけで改修ができるという新しい概念だと思うのですが、そのように国交省のシステムを作っていただけるとありがたいと思っておりますので、そこは是非、ちょっと改修したら全部いじくらないとどうにもならないと、IT業者ばかりお金を掛けて、国費がどんどん費やされていくのでは困りますので、そこはやはり疎結合になるように、きちんとシステムを組んでいただければありがたいと思っておりますが、そこはよろしいでしょうか。

○麓課長 省全体のオンライン申請システムにつきましては、次期のシステムは、申請手続が増えた場合に一々改修しなくて済むようなもの、拡張性が高いものを導入したいと考えておりますので、それは御指摘を踏まえてさらに追求してまいりたいと思っております。

○高橋部会長 特に、補助金などは、もう既に経産省のシステムが立ち上がりとしていますので、国交省も補助金をたくさん持っていらっしゃると思うのですから、そういう意味では、どちらにどのように載せていくのか、両方から入れるのかどうかとか、いろいろな話があると思っております。そこはやはり事業者さんにとって使い勝手がいいようなシステム

にしていだければと思います。

○麓課長 今の点につきましても、私どものシステムはeガバメントシステムと連携しておりますので、そちらが今の法人共通認証基盤の活用をする方向で検討しているということです、連携して取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋部会長 あと、今までのオンラインがなかなかうまくいかなかったということで、最後の特定住宅瑕疵担保責任の法律については、押印の見直しということを積極的に取り組んでいただけるとい話がありました。そういう意味では、電子申請システムになって紙よりも手間が掛かるといものではまずいと思っておりますので、ID・パスワードで本人確認は済むようにとか、政府全体の取組の中で、過度な確認が各手続についてされないようにして頂きたい。システムのほうの御責任者をお願いしたいと思うのですが、そこは国交省様はいかがでしょう。

○麓課長 オンライン申請システムは、現状でもコスト削減の観点から容量の制限がございまして、eガバメントシステムに合わせて容量は拡大したいと思し、できる限り添付書類の見直し等をやっていた上で、申請に乗っていただくような確認の手続を踏みたいと思っております。

○高橋部会長 民泊などは本人確認が絶対要るのだ、なりすましが問題であるとい、ID・パスワード方式に乗ってくれないみたいな話があるのです。そこは政府全体の取組の中で、本人確認を軽減できるようなものについては、積極的に国交省様としても全体を軽減していかないと、せっかく立ち上げて使われないといのでは困ります。そこはIT室とよく御相談の上、本人確認手続のレベルは必要最小限度のものにしたいと思し、よろしくお願いたします。

あと、自治体を巻き込むといことはお考えになっていないのでしょうか。食品衛生法などでは自治体を巻き込んでシステムを組むといいようなこともお考えだと聞いているのです。国交省様のほうとして、自治体を参加できるような窓口みたいな話といのはお考えにならないのでしょうか。

○麓課長 こちらについては、引き続き総務省等とも相談しながら進めていきたいと思っております。検討を進めてまいります。

○高橋部会長 是非、問題意識として持っていて、大臣認可と都道府県認可と分かれているところとか、法律によっては一緒に組んだほうがいいシステムもあると思し。たしか、建設業法はそうでしたよね。

そのような手続は統一し、政府認証システムに載る話だと思しけれども、そういう形で入れば自治体の手続も何とかなるとい、そのような方向で、個別の申請手続にも自治体が参加できるように組んでいただければありがたいと思し。是非、そこはよろしくお願いたします。

あと、時間の関係上、これらの法律だけなのですが、国交省様全体として20%削減をやっていたけるといことでよろしいでしょうか。そこは審議官に差配のお約束をしてい

ただければありがたいと思います。

○坂根官房審議官 国交省のオンライン申請システムの更改については、2021年度となっていますけれども、国交省所管の法律にかかる手続きコスト削減の量としてカウントすると、全体としては2020年までに20%以上の削減をするという方向で進めております。

○高橋部会長 分かりました。どうもありがとうございます。

全体はいかがでしょうか。

では、佐久間専門委員。

○佐久間専門委員 全体のことでですか。

○高橋部会長 いえ。そろそろ測量法に。個別に。

○佐久間専門委員 全体の話ではないのです。

○高橋部会長 では、全体はいかがでしょうか。後で戻っていただいても結構ですが。

では、次、測量法についてはいかがでしょうか。

では、川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 ありがとうございます。

添付書類の削減の方向で御検討されているということで、大変ありがとうございます。

前回も、たしかこの部会の中でもお話があったと思うのですがけれども、例えば、株主資本等変動計算書であるとか、添付書類の中には、何のために必要なのかというのがよく分からないものが結構あると思います。その簡素化に当たりましては、添付書類が必要な理由を原点から検証した上で、削減に努めていただきたいと思います。

それから、これから書類の簡素化を含めて詳細を検討されるとの御回答でしたが、いつまでに検討されるのか、その時期につきまして確認をさせていただきたいと思います。

○高橋部会長 では、お答えをよろしくお願いします。

○小笠原課長 先ほども若干御説明いたしましたが、測量業者へのアンケートの中で、業界全体としてこうしたものが欲しいという明確な統一の御希望というものはなく、それぞれ各業者の方々がさまざまな御要望をお持ちの状況でございます。そうした皆様方が思っているものを集約しながら、かつ、先ほど御指摘をいただいたように、何が本当に必要なのか、原点に立ち返って進めていくというのは御指摘のとおりと思っておりますので、そうした検討をしっかりと進めてまいりたいというのが1つ目の話でございます。

もう一つの時期でございますが、登録事務をシステムで処理をしているということもございまして、次期システムの改修が2021年の移行を現在予定しておりますので、それに間に合わせる形で、システム改修も含めて、全体の簡素化の手續についても進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。今の話に関連してのお願いです。我々がお願いしているのは、2020年の3月までに20%削減というお話です。21年にシステムを変えるというお話ですと、別の方法で、添付書類を削減するとかの形で、別の形で20%削減をやっ



ただくということになると思うのですが、そこはそういうことでよろしいでしょうか。

○小笠原課長 できることは、システムの改修を待たずに進めさせていただきたいと思えますし、当然、先ほどおっしゃった20%という数字を頭に入れながら進めていく話だと思っております。

○高橋部会長 川田専門委員、それでよろしいですか。

○川田専門委員 ここに書いてありますとおり、年間1万1000件の書類の提出があるということで、非常に大きな負荷になっていると思います。2021年にシステム移行というお話ではありますが、是非、早めるところは早めて実施をさせていただきたいと思えます。

○高橋部会長 それから、営業経歴書なのですけれども、これはネットで出すから必要だというお話なのです。これは単純にネットに打ち込んでくださいというように、情報開示を義務づけるという方法で代替できないのでしょうか。

○小笠原課長 ネットに打ち込むから代替できないかということですか。

○高橋部会長 はい。

○小笠原課長 ネットで営業経歴書を公表するためには、打ち込むべき項目をどうするかとか、そういった整理が必要だと思っておりますので、それが簡素化に資するというのであれば、それも一つの手段だと思っておりますので、そこも含めて検討させていただきます。

○高橋部会長 是非御検討ください。

ほか、測量法についてはいかがですか。

では、濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 登録情報を簡素化していただくということはもちろん重要だと思っておりますけれども、それとあわせて、登録情報という形で情報収集をするのであれば、やはり役所に行かないと見られない情報があるというのは問題がある。登録情報を収集するのであれば、それについては全てインターネットを通じて公表するという形に改めていただきたいと思いますと考えているのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○小笠原課長 御指摘の点も踏まえて、先ほどの簡素化と、おっしゃるとおり、集めた以上は見られるべきだというような視点も、しっかりと検討の視点に入れていきたいと思えます。

○高橋部会長 恐れ入りますが、21年までというお話が出てしまったので、そこは、20年までにどうやって20%をやるのかというのは、別に工程表を出していただきたいと思いますので、申し訳ないのですが、よろしくお願いします。

それでは、次が建築基準法ですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

この建築基準法に基づく、申請件数の多い建築確認等の事務についてです。

民間の一部は実際に電子申請が導入されている。逆に言えば、地方公共団体については、制度上できるけれども導入していないと、こういう理解でよろしいのでしょうかというこ

とと、その比率で言うと、どちらがどのぐらいの比率、つまり、ざっくり言って地方公共団体と民間でどのぐらいの比率なのか。もし、それなりに地方公共団体分があるのであれば、やはり、これが電子申請にならないと、事業者側の負担の効率化にはならないということなので、それについてはどういう取組をされているのか、教えていただければと思います。

○高橋部会長 では、八剣専門委員あわせてお願いします。

○八剣専門委員 建築基準法のところで、400MBにもなる添付書類があるということで、これは膨大な量だと思うのですが、その中身は平面図とか立面図とか断面図といったものということに理解したのですが、こうなると、もともとこういった紙は、通常使われるA4とかというサイズの紙ではなくもっと大きいものと思いますし、そうするとPDFを取るといってもあまり現実的ではないような気もするのですが、その紙をどのように処理をしているのかに興味があります。

99.9%、これらの平面図と立面図はデジタル処理をして作っているはずで、デジタル処理をして作ったものを最終的に人間が見るために紙にしているだけだと思うのですが、デジタル処理している時のデータからシェアすることができれば、物すごく簡単にできるのではないかと。

何を言っているかという、国土交通省もこの紙をもらって、それを分析されて、これで本当に大丈夫かと検討されているはずで、それは、この図面を作った人がやっている作業とほとんど同じことをもう一遍リバースしてやっているのではないかと考えています。紙を出して、仮に400MBが添付されたとしても、処理的に簡単になるという気が全然しないなと思っていて、法令上の問題があって、紙ではないと駄目だということがあるのかもしれませんが、抜本的な解決策に向かっていくような気がしないなと思って、その辺はいかなものなののでしょうか。

○高橋部会長 では、あわせて御回答を頂戴したいと思います。

○淡野課長 初めに、公共団体と民間の指定機関における状況でございます。

確認のほうでございますけれども、公共団体において電子申請を受け付けているものについては、今のところ実績はないと伺っております。

民間機関のほうにつきましては、先ほど申し上げましたように、130ほどの機関のうち26機関ということで、約2割において導入が済んでいて、これは増えていくものと考えております。

比率で言いますと、年間の建築確認の件数が大体60万件前後ございまして、そのうちの50万件以上が民間機関、これは民間機関の比率が年々増えている状況でございますので、かつ、申請者はいずれを選択しても構わないという仕組みでございますので、民間機関における受け付けの体制が広がっていけば、自動的に電子申請で確認を行うというケースも増えてくるかというように考えているところでございます。

大臣認定のほうについての御質問でございますけれども、書類ベースでも、今、非常に

分厚い認定申請資料をこれまでは提出していただいて、それを対面で説明していただくという仕組みだったのですけれども、これをPDF化して、それを全部送っていただいて、それを画面上で審査をして、疑義があった場合に聞くというような形で行っていくということで、一々来ていただく必要がなくなりますし、コスト的には非常に削減が行えると考えています。

電子化するやり方は、もともとCAD等コンピューターで作図したものを、そのまま電子化したものを送っていただければいいと考えておりますので、それが非常に大きな負担には必ずしもならないのではないかと考えているところでございます。一々、紙に全部印刷した分厚いファイルをお持ちいただいて説明していただくという現状の仕組みよりは、相当負担の軽減につながってくるものと期待をしているところでございます。

○高橋部会長 では、それぞれいかがでしょうか。今の御回答でよろしいですか。

○八剣専門委員 済みません。後半のところがちょっとよく分からなかったのですけれども、必ずしも紙をもとにやっているわけではないということなのですか。

○淡野課長 これまでは、分厚い紙の申請書を全て開いて審査を行っていたのですけれども、これからは、それは全てもともとがコンピューターで作ったものですので、それを電子化したファイルを送っていただければ、それをもとに画面上で審査が行えると考えております。

○高橋部会長 要するに、審査上はもう紙に打ち出さないということですね。

○淡野課長 はい。そうです。

○高橋部会長 そういうお話だと思います。

佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。確認です。

先ほどのお話は、この建築確認を出す先として、民間のいずれに出してもいいと。したがって、民間である限りにおいては競争原理が働くので、電子申請を受け付けるところが好まれれば、そこが伸びていくという中で、マーケット構造から言えば電子申請が増えていくと、このようになるだろうと。このように理解してよろしいのでしょうか。

○淡野課長 はい。

○高橋部会長 民間開放の事務なのですけれども、事業者にとっては、建築確認事務は建築基準法上、都道府県に帰属している事務なので、そういう意味では民間申請でもどれだけ負担が事業者にとってあるのかというのは、所管としては御配慮いただくべきものだと思います。そういう意味で、まだ2割という状況は、建築確認の電子化の時代にとってはまだまだ十分ではないかと思えます。

地方への申請はほとんどなくなってきているというのは、私たち行政法学者としてはびっくりしているのですが、民間についても電子申請が負担がないように、国交省として促進していくという政策手段はとられるおつもりはないか、をお聞きしたいのですが。

○淡野課長 これからシステムを構築をしようというところについては、支援をしたいと

考えております。ランニングのところまでは何らか国として支援するというのは難しいのですけれども、既に構築できているところも増えてきておりますので、そういうところでのノウハウを活用して、最初のシステムの導入については国として支援をしていきたい。

○高橋部会長 それから、添付書類とか本人確認はどうしているのですか。

○淡野課長 こちらは電子証明書。確認申請の場合には。

○高橋部会長 電子証明書ではなくて、統一的なパスワード・IDでは駄目ですか。

○淡野課長 確認申請の場合にはもうそういう形でスタートしていて、確認のほうについては、行っている方からの不満というのは、今のところは聞いてはございません。

○高橋部会長 ない。

○淡野課長 はい。

○高橋部会長 本当にないかどうかは、調べたのですか。

○淡野課長 受け付けている民間機関のほうにもお聞きしましたけれども、そういう点での不満というのは、受け付けているほうには来てはいないと聞いています。

○高橋部会長 民間機関に対してですね。受け付けているほうには不満はないのでしょうか。申請者に聞かないと。それはちょっと問題ありではないでしょうか。受付機関に聞いているというのは、地方公共団体に聞いているのと結局同じことです。事業者に聞くというのは、申請者に聞くという話ですので、そこは是非そういうことで。

また、厳重な本人確認は要りますか。対面ではなければいけないのでしょうか。

○淡野課長 確認の場合には、御承知のように非常に不正も起きやすい面がありますので、そういう問題を防ぐために、今のところは電子証明書を求めているという状態です。

○高橋部会長 検査済証の交付で見るとはならないでしょうか。

○淡野課長 要するに、いろいろななりすましとか、建築士自体が必ず設計を行わなければいけないというときに。

○高橋部会長 後で検査をするのですよね。出張って行って検査を。

○淡野課長 完了検査のことですか。

○高橋部会長 はい。完了検査ですね。

○淡野課長 そういう図面自体と照合する形の検査がございますので。

○高橋部会長 だから、本人かどうかは、確認のときに確認できませんか。なりすましがどうかというのは。完了検査のときに確認できないですか。

○淡野課長 一個一個の図面自体についても、きちんと真正性を見ているというのが現状でございます。

○高橋部会長 いや、ですから、なりすましの話と照らし合わせの話は、話が別です。今は本人確認が建築確認の段階で要りますかと言う話をしています。完了検査の時に対面で見れば、なりすましについては問題ないのではないのでしょうか、というお話をしているのですけれどもね。

よくお考えいただければと思います。そこは、当然だという前提で物事を考えないで、本

当に手続を簡素化できるという観点から、BPRを見直ししていただけないと電子化は進みません。是非、審議官、そこは、全部の手続について電子申請を促進するという観点から見直していただきたい。システムを立ち上げる以上は、これは国費を投入して立ち上げるので、使えないシステムでは困るわけです。そこは本当にBPRを全部直していただいて、申請が進むようにしていただければありがたいと思います。

○淡野課長 補足でございますけれども、大臣認定につきましてはそこまでは求めない予定です。いろいろな段階で本人確認等も行いますので。ただ、指定確認検査機関が受け付ける50万件以上の確認申請については、電子署名の要件のところについては、各法令等に基づいて、今。

○高橋部会長 いや、法令を変えればいいのですから。

○淡野課長 それは、建築基準法の手続が、そういう大本の仕組みの中にのっとっている点もございますので、そこはよく関係部署と調整して検討していきたいと思います。

○高橋部会長 デジタル化法案もできたことですので、是非御検討ください。申し訳ないです。

他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、4番目に行きたいと思います。貨物自動車運送事業法についてでございますが、いかがでしょうか。

ローカルルールというのは、2019年度内に根絶されるということによろしいでしょうか。

○平嶋課長 そのつもりで進めていきたいと思っています。

○高橋部会長 では、是非よろしく願いいたします。

あと、これは非常に大きな件数を持っていらっしゃる手続なのですが、これも同じようにBPRを見直していただく方向で御検討いただくということによろしいでしょうか。本人確認の話とか添付書類とか。

○平嶋課長 本人確認は全体の流れがあると思いますので、その水準を見ながらかと思えます。

添付書類もローカルルールの話と、あと、どういった問題があるのかということを見ながら、省略できる場所があれば省略ですし、ローカルルールの中でどちらがいいのかしっかり考えていきたいと思っています。

○高橋部会長 これだけのものですから、できれば利用目標みたいなものは立てられないですか。オンラインについての。

○平嶋課長 それはなかなか立てにくいのかなと思っています。

○高橋部会長 当面は難しいですか。

○平嶋課長 はい。どちらが好まれるのかというところもいろいろおありなのではないかと思うのです。

○高橋部会長 紙と。

○平嶋課長 はい。申請される方も、事業者さんの規模とか会社のシステムでいろいろあって、余りパソコンで処理をされるようなところではないところもいろいろ変更を出されますので、そこは確認的にやりながら進めて行かないと難しいのではないかと思います。

○高橋部会長 でも、大手は何%とかできませんか。資本金が幾ら以上、従業員が幾ら以上はどうだとか。

○平嶋課長 それもなかなか国の方でこうなさいというのもどうかなと思いますので、ただ、いろいろと御意見も聞きながら、簡略化できるところというのを対応していきたいと思っております。

○高橋部会長 これは事業者さんにお聞きしていらっしゃるのでしょうか。この簡略化のお話。

○平嶋課長 はい。ローカルルールの話は事業者さんに聞いております。

○高橋部会長 オンライン申請の話は。

○平嶋課長 オンライン申請は、まだニーズを細かく把握してというところまでは行っておりません。

○高橋部会長 やはり、IT化といっても、例えば、誘導機能がちゃんとついているとか、民泊のときも経験しましたけれども、勝手知っているお役所の方のみで作ると、本当に不親切なシステムになってしまう。そこはITになれていない方が、円滑に手続が進むように誘導機能も付けるとか、誤記があった場合にアラーム機能が出るとか、使い勝手がいいような形をお願いしたと思います。各システムは、各御担当のほうで設計されると思うのです。そこはやはり全体として点検して頂きたい。

繰り返しますが、民泊のときは、観光庁の話だから御存じだと思うのですが、使い勝手が悪いということで、改修をこの規制改革推進会議でお願いした経緯があります。一個一個のシステムは非常に使い勝手が悪い。私もこの間e-Taxを試みて脱落しかけました。行政手続の仕事をしているので、何としてでもe-Taxで申請しなければいけないと思って頑張ってやり抜きましたけれども、この仕事をしていなかったら、私は今年はe-Taxをやめました。そういう意味では、普通の人間が申請して分かりやすいも最後まで行けるシステムを御配慮いただければと思います。そこはよろしくお願いします。

貨物自動車運送事業法については、このぐらいでよろしいでしょうか。

では、最後の特定の瑕疵担保のほうに行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

ここの事業者側のアンケート結果で、9割は電子申請化賛成、一部は対応できないと。この対応できないというのが、お金が掛かるから、できるけれどもやりたくないということなのか、やりたくないということなのか、ちょっとそこがよく分からなかったのですが、この特定住宅というのは新築だと理解しているのですけれども、売上単価の10円、100円の事業者が電子申請するシステムコストが大変だということとわけが違って、それだけのもの

(新築物件)を扱っている人が、システム費用でそういうのができないというのは、9割の人が賛成しているときにはいかがなものかと思います。

つまり、9割の事業者にとってプラスになるということは、やはり一部の人のためにも、当然、最終的にはプラスになるので、なおかつ、先ほど言いましたように何百万、1000万を超える物件の商売ですから、これはそういう事業者に対して、やはり電子申請化に対応するように指導するべきではないかと思います。

一方、行政庁、これはほとんど地方自治体で、全部、地方自治体かもしれませんが、予算措置が難しいのでしょうか、これは是非やらせるという方向で取り組んでいただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○長谷川課長 まず、事業者に対するアンケートでございますけれども、端的に言いますと、今の仕組みが物すごい負担になっているということではないのだけれども、電子申請はあったほうがベターであるといった意見が大半を占めております。そういった意味では、インターネット環境は大部分のところでできておりますが、多少スキャンする設備がまだないというのがごく一部にあるといった感じでございます。

それで、先ほどコストと申し上げましたのは、そこにさらに電子認証サービスを付けてやる仕組みだとどうですかといったところをお聞きしますと、これはそこまでやるのは、まだ利用というのはなかなか想定しにくいといったところが過半を占めたという状況でございます。

行政庁のほうでございますけれども、こちらは恐らく行政庁ごとにいろいろな事情があるかと思いますが、この電子申請化の方向性が、今後検討して、ある程度見えてきた段階では、当然、できるだけ連携して検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○佐久間専門委員 これは、先ほどの建築基準法の情報とは違って、非常に少ない情報のやりとりだと思うので、そんなにシステム化が大変なものだとはとても思えないので、是非その辺は考慮して進めていただきたいと思います。

○長谷川課長 御指摘のとおり、建築基準法などと比べますと、嚴重性が厳しく問われるという度合いはかなり低いものかなと思っておりますけれども、これは政府全体の方針を踏まえて、なるべく効率的なことを考えていきたいと考えております。

○高橋部会長 では、濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 特定住宅瑕疵担保責任だけのためのシステムを作るとなると、行政庁としたら負担になるというのは、確かに分からないでもないのです。こうした場合に、ほとんど法律で規定されている話ですし、行政庁ごとにシステムが違うとも思えないわけです。そうすると、どこかが音頭を取って共同で開発して、費用を負担すれば、開発、運用のコストともにそれほどの負担にならない。事業者側のほうも共同システムによるメリットを

受けられる。国土交通省が最初の音頭を取ってシステム化をしていくような方策というのは考えられないのでしょうか。

○長谷川課長 御指摘のとおり、何かシステムの的なものを作るとしても非常に複雑なものではなくて、シンプルなものだろうと思っております。電子申請化の今後の進め方をどうするかというところはまだ今後の検討でございますけれども、御指摘のオプションも含めて、どういったことが一番効率的に進められるか、今後考えていきたいと思っております。

○高橋部会長 是非、自治体が参加できるような形で、予算化みたいなことも考えていただければありがたいと思います。

先ほど言った嚴重性が求められないということも少しお話しされたのですが、そういう意味でID・パスワード、法人認証基盤を使うということもお考えいただけますでしょうか。

○長谷川課長 そういう意味では、先ほど申しましたように、今後、またガイドラインの改定もあると伺っておりますけれども、政府全体の方針を踏まえながら、なるべく効率的なものといったことを考えていきたいと思っております。

○高橋部会長 ありがとうございます。

独自のシステムを作る場合も、やはりID・パスワードは1個に、共通にさせていただいて、3つも4つもあると事業者にとってもすごく負担でございます。そこは政府全体でID・パスワードは1つということで、共通にさせていただければありがたいと思います。そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後ですが、建築基準法の話も、これは独自にシステムを構築されるという話ですが、入り口は国交省のほうから入っていくということになるのですよね。

○淡野課長 試行段階は独自のところから入りますけれども、最終的には国交省全体からリンクするという形を考えています。

○高橋部会長 施行のときは国交省はまだできていないということですね。分かりました。他はいかがでしょうか。

何か他に御指摘があればと思ひますが。

いろいろと細かなことまでお願ひしましたが、なにせ使われないと、国費をせっかく投入しても何だという話になりますので、是非使い勝手がいいシステム構築ということで、なるべく利用者の声を聞いて使い勝手がいいものにしていただければと思ひますので、是非その辺はよろしくお願ひします。

本日はどうもお忙しいところ、ありがとうございます。時間が超過して失礼いたしました。引き続き、よろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございます。

(国土交通省 退室)

(金融庁 入室)

○高橋部会長 お待たせいたしました。

続きまして、金融庁よりヒアリングを行いたいと思ひます。



金融庁に対しては、資料2-1のとおり、論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する御回答について、御説明を頂戴したいと思います。

それでは、お忙しいところをどうもありがとうございます。恐れ入りますが20分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○堀本課長 金融庁の監督局の総務課長の堀本でございます。よろしくお願いいたします。  
論点メモに補足して御説明させていただきます。

まず、1番目の、具体的に電子化の申請原則をいつごろ実現するのか、工程を明示していただきたいのご質問について、ご説明させていただきます。

まず、前提として、金融庁においては、昨年、一部の届出について電子化が進んでいない要因について、金融機関に対し、ヒアリングを行いました。

その結果、電子化をしている手続と未対応の手続の双方があり、金融機関にとってはかえって社内の事務フローが複雑化するおそれがあること、申請等の一部様式が編集可能な形で電子提供されていないこと、添付書類の別途郵送が必要な場合があること、といったさまざまな課題が指摘されました。

こうした指摘を踏まえ、まずは、電子化に対応する手続を大幅にふやすことを考えており、予算の確保ができれば、2020年度中を目途に実行していくことを予定しております。

一方で、それ以前にも、編集可能な形式での申請様式の電子提供については、本年中に対応していきたいと考えているほか、添付書類の撤廃や各種提出環境の改善については、法務省において2020年度中の実現に向け検討が進められている、登録事項証明書についての省庁間連携システムの構築とあわせ対応を検討していきたいと考えております。

こうした取組を進めた上で、届出の電子化を進めるため金融庁としては、原則として申請等を電子で受け付けることとすることを考えております。そのために、まずは、金融機関側に対しても、その旨を明確に示し、業界においてそれを前提に動いてもらうということ働きかけていきたいと考えており、本年6月頃までに、こうした方針を広く金融機関等に伝達したいと考えております。

その上で、先ほど申しましたような編集可能なファイルの電子提供とか、そういったものから順次やっていって、先ほど申しましたように2020年の予算確保に向けてやっていくという予定にしております。

次に、2番目の、電子申請の原則化の時期にかかわらず、行政手続コストの20%削減を実現するために、どのように取り組んでいくのかについて、ご説明致します。

電子申請の原則化以前にも対応を進めていかなければならないという点については、金融庁としても十分理解しておりまして、例えば、電子申請可能な手続と、そうではない手続を明確化すること、先ほども申し上げました編集可能な形で申請様式を原則全て電子提供すること、添付書類について代替書類の利用や撤廃の方針を具体化することなどについては本年中に行いたいと考えております。

3番目の、添付書類の見直しや撤廃に関する具体的な取組の進捗について、ご説明致し

ます。

当面は、本年中に、添付資料として用いている書類について、代替書類の利用や撤廃の方針を具体化するということを先ほど申し上げましたが、例えば、添付書類の原本を求めている手続について「写し」の提出でも可能であることを明確化する等の対応を行うことを考えております。

また、既に「写し」の提出が可能なものについても、必ずしも金融機関において十分承知をしていないケースも多いため、周知を行った上で、当局側から電子提出を促すといった対応を行っていきたいと考えております。

4番目についてでございます。

昨年、御議論いただきました中に、有価証券報告書に記載されている事項について、業務報告書等の記載の簡略化がございましたが、これは措置済みでございまして、業務報告書等の記載については、有価証券報告書等の同じような事項を記載した書類を添付するだけで、その提出が省略されるという措置を行っております。

5番目についてでございます。昨年の審議においては、貸金業法による事業報告書と業務報告書の重複感についてお話をいただきまして、業務報告書について、行政省庁あるいは事業者ヒアリングを行い、重複感の実態を十分に把握した上で、監督事務に真に必要なものに限定するようということをご説明させていただきました。

この検討状況について、まずヒアリングでございます。

本件の業務報告書を監督上活用しているのが、財務局及び都道府県でございます。都道府県も含めてヒアリングを行ったところ、事業報告書、業務報告書、双方の記載項目について、都道府県においては議会へ提出する資料や独自の公表資料に実際に活用しているという実態がございます。また、貸金業者の実態把握の観点から、日々、検査・監督に活用しているということでございます。

ただ、一方で、日本貸金業協会にヒアリングを行いましたところ、協会側からは、事業報告書と業務報告書について、重複している項目については、どちらか一方の報告書に寄せてほしいという要望がございました。

先ほど申し上げましたように、各項目については、財務局及び都道府県が実際に活用しているという実態はございますが、そういった影響も考慮しながらも、日本貸金業協会の御要望の、重複しているものは一方に寄せてほしいということについては、金融庁としても真摯に検討していきたいと考えておりますので、現在、その方向で検討・調整を行っているところです。

6番目の、貸金業法に基づく登録の変更届出についてでございます。

これは、内閣総理大臣と貸金業協会が二重に確認をしており、手続が煩雑であるという声があるということでございます。

日本貸金業協会がどのような趣旨で確認しているのか、また、実務上、日本貸金業協会経由で内閣総理大臣へ提出することになっているのかについてのご質問と、日本貸金業協

会の確認が必要であるとするならば「ワンスオンリー」や「デジタルファースト」の原則の下、事業者が届出をオンラインで一度すれば済むように検討すべきではないか、そのようなお指摘を頂戴しているところでございます。

まず、実態についてでございますが、日本貸金業協会は、貸金業法によって、協会の各種届出について、受付代行業務を行っております。この業務の目的は、記載事項や添付書類に不足がないかといった形式的な確認や、記載にミスがあれば、そこを直すといった指導が中心でございます。そのようなことをしたものについては、ご指摘のとおり、実務上、日本貸金業協会を経由して内閣総理大臣に提出されることとなっております。

ただ、届出のオンライン化に向けて、日本貸金業協会と今後協議をいたしまして、日本貸金業協会を経由せずに、事業者から内閣総理大臣へ直接提出できるよう、今後検討していきたいと考えております。

また、先ほど申し上げました、添付書類の提出環境の改善等を必要としない手続については、オンライン提出を平成31年度中に可能とすることを予定しております。

最後に、コスト計算については、簡易的な試算を今年度中は行わせていただいております。これは、事業者に対するヒアリングに基づいて行っているかどうかということでございまして、2018年の1年間の効果の試算については、2017年12月、2017年末に実施した業者に対するヒアリングに基づいて、効果を試算したものでございます。

これは、むしろ2019年以降に行政手続のコスト削減に係る電子提出を可能とするための体制整備を行っていく予定でございますので、ヒアリングといっても民間事業者への負担がかかりますので、2018年については簡易的な試算を行ったということでございます。

ただ、来年度については、先ほど御説明を申し上げましたとおり、電子申請可能な手続の拡大、申請様式の電子提供、添付資料の代替・撤廃といった取組を進めていくこととなりますので、そういった効果については、金融機関にヒアリングを行うなど、そういう意味では簡易的でないコスト計算を行う予定としております。

簡単ではございますけれども、私からは以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ④のところの業務報告書等の記載について、同一事項を記載した書類の添付で措置済みと、そういう取組をしていただいたことはありがたいことだと思いますが、これが「有価証券報告書等」と書いてありますけれども、有価証券報告書であれば、まさにEDINETがありますので、添付の必要はまったくないのではないかと思います。

ですから、それはもう設計上、有価証券報告書と何かチェックするだけで、添付は全く必要がないと。まさにこれを添付するというのは非常にばかげた作業になると思いますので、ここで終わらずに、もう一段、当然のことながら不要ということでやっていただき

と思います。その点、どうお考えになっているかという点が一点。

次は⑥で、これは方向として、日本貸金業協会を経由せずに直接出せるよう検討していく方針だということで、方針はそのとおりでいいわけですが、実際、ここの説明だけを見ると、この貸金業協会で行っているものは、今の電子的に申請するという前提に立てば、技術的にはこれは電子的に全部できる話だと思います。記載事項、添付書類の不足がないか、あと、記載方法の指導というのは、これはネット上で全部できる話なので、当然、これもそういうことでやっていただくべきものだと思いますが、その点について、いかがでしょうか。

○高橋部会長 お願いします。

○堀本課長 1点目については私のほうからお答えいたします。

添付の件については、検討させていただきます。

○高橋部会長 是非、的確にお願いします。

では、2番目につきまして、お願いします。

○岡田調整官 2点目につきましては、記載事項であります、添付書類に不足がないか等の確認がネット上でできるのではないかという御指摘をいただいたのですが、申し訳ありません。ネット上でチェックをするということが可能なかどうかというのは直ちに承知していません。

○佐久間専門委員 これは、皆さん、ネットで何かやりとりするときに不足があれば、そこではねられて、すぐにこれが間違っています、これが不足していますというのがすぐ出る、申請する人はネット上でそれを修正していけばいいというだけなので、この形式的な確認というのは、全て、今の時代ではネットでできる。電子的にできる。

○井藤審議官 それは記載内容にもよると思いますので、①、②、③のような自明な話であれば、ここが欠けていますよといったものが赤で出たりするということは、我々も承知していますが、今、各種の審査事項について、実際、アウトソースという形で、貸金業協会にやっていただいて、それぞれ人員の関係もありますので。

ただ、おっしゃったような点も、ネットを使うことによって、形式検査の部分は、かなりそちらに委ねることは可能だと思いますので、御指摘を踏まえて、なるべく人手がかからないシステムを構築していくという方向で検討させていただきたいと思います。

○佐久間専門委員 いや、私は、ここに書いてある内容が、形式的な確認と書いてあるので。

○井藤審議官 真に形式的な確認はおっしゃるとおりなので。

○佐久間専門委員 あと、記載方法の指導もネットでできると思います。

逆に、中味の実体の審査を貸金業協会で行っているということ、今言われたのですか。

○井藤審議官 形式ですけども、例えば、業務経験のようなものも、どういうことを書けば形式的なのかとか、個別具体的な記載フォーマットに沿って議論していかないといけないのだと思いますけれども、ただ、おっしゃっている趣旨は非常によくわかりますので、

御指摘も踏まえて前向きに検討していきたいと考えております。

○高橋部会長 具体のシステムを見ないと分からないのですが、この文面だけを見れば、佐久間専門委員がおっしゃったとおりだと思います。それ以上に何かあるのであれば、それはこういうものがありますということを書いていただかないと。申し訳ないですが。

では、それはそういう方向で、事務局とよく調整してください。

○井藤審議官 はい。

○高橋部会長 他はいかがでしょうか。

最初からお話を。いろいろと取り組んでいただけるというのはありがたいのですが、これは全体としていつごろまでに、原則、電子申請の受け付けという体制を構築されるのか。工程表については、いかがでしょうか。

○堀本課長 予算の関係もあるので、結局、金融庁側の想定みたいなところがあるのですけれども、ご覧いただいた資料2-2の中の1ページ目の2つ目の○で、「上記を踏まえ」というところがあります。

まず、電子化の対応手続を大幅に増やすというのは、先ほど申し上げましたように、予算の確保が必要なので、2020年中を目途に、我々としては取り組んでいきたいと考えております。

また、申請様式について編集可能な形式での原則全て電子化については、本年中に取り組ませていただきます。

それから、先ほどの添付資料の撤廃等の方針の具体化は本年中进行う予定ですが、提出環境の改善については、法務省において検討が進められている登記事項証明書に係る省庁間連携システムの活用も検討したいと考えておまして、その方が効率的です。これが2020年度を目途にの構築予定と我々は承知しております。それにうまく乗ることができればということです。

○高橋部会長 事務局、それでいいですか。法務省は。

○谷輪参事官 はい。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

○堀本課長 そのようなことでやっていきたいと思えます。

その他につきましては、まず、今年の6月までに、金融機関に対し、これらの体制が整備されれば、金融庁としては原則電子で申請等を受け付けます、金融機関においてもそれを前提に体制を組んでくださいと要請を致します。

そうすると、大体、金融機関は1年以上、システムの関係の準備がありますので、実際、体制の構築はそれ以降になっていくのではないかと考えております。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

それから、証券会社は別だと思のですが、多分、他の業については、顔で見ているしゃいますよね。どんな会社かというのは、大体、法人の名前で把握しているしゃるのではないかと思われるのですけれども、そういう意味では、厳格な確認というのは要らないの

ではない。ID・パスワード、法人認証基盤等と連携するというのが一番効率的なシステム構築のあり方だと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか

○堀本課長 まさしくおっしゃるとおりですので、そちらの方向で、今、検討しています。

○高橋部会長 証券会社も大丈夫ですか。

○堀本課長 証券会社も、全てのものについて活用が可能かどうかというのは、個々の事情もありますので、その点も含めて検討しております。基本的な方針としては、そちらの方向で検討しています。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

では、省庁間の連携システムというのは、法務省の登記事項のシステムを使うというのが具体の中身ということによろしいでしょうか。

○堀本課長 はい。

○高橋部会長 他はいかがでしょうか。何かあれば。

論点5の、これはいつまでですか。具体的に書いていただいたので、もう一声という話で、いつぐらいまでにというように5番についてはお考えいただいていますでしょうか。

○岡田調整官 こちらにつきましては、来年の3月末を目指してやっていきたいと思っています。

○高橋部会長 来年の3月末ですね。

○岡田調整官 はい。

○高橋部会長 是非、不必要な項目の削減ということで、是非前向きに取り組んでいただければありがたいと思います。

他はいかがでしょうか。

どうぞ。

○安念部会長代理 聞き漏らしていたかもしれないので、教えていただきたいと思いますが、とにかく、業界にも電子で申請するのがもう当たり前だというように納得してもらおうと、私もそういうことだと思うのですが、その際、金融庁で所管しておられる全業態についてそうなるのですか。つまり、銀行・証券はいいのだけれども、貸金業となると、やはり町の金融業者さんもたくさんおられて、そういう事業者さんに対しても、原則のお考えを全部カバーしていくということになりますか。

○堀本課長 実際は、金融庁のさまざまな手続のうち、件数ベースで行きますと、9割程度は既に電子化している状態です。我々が今ここで挙げさせていただいているものは、むしろ100%に持っていくのになかなか難しいもの、実現が難しいものをあえてトライしている状態なので、おっしゃるとおり、当然そういった反応は聞かれると思います。

我々としては、もちろん、なるべく電子化の方向に持っていきたいと思いますが、どうしてもというものについては、当然、それは例外となると思います。

○安念部会長代理 そうなると、最後の限界費用の高いところが残っているということなのですね。

○堀本課長 前提として、そのように御理解いただきたいと思います。

○安念部会長代理 納得しました。ありがとうございます。

○高橋部会長 他はいかがでしょうか。何かあれば。

お願いします。

○川田専門委員 ③の添付書類の撤廃については、「行政事務の効率化」と「デジタル化推進」の双方の観点から取り組むと御回答いただいているわけですが、加えて、是非、「事業者側の負担軽減」という視点も入れていただきたいと思います。

そういいますのは、先ほど佐久間委員がご指摘されたように、業務報告書等の記載について、有報など同じような事項を記載したものを再度添付するというのは、非常に無駄なことだと思っております。添付そのものも省略できるわけです。したがって、既に得ている情報について、重複するような書類はそもそも添付する必要がないという御判断も、是非お願いしたいと思います。

私は以上です。

○堀本課長 強調しなかったかもしれないですが、もちろん添付の写しだけではなく、添付の廃止も含めて検討させていただきます。

○高橋部会長 前向きに取り組んでいただいているようで、ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

では、濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 資料2-2の8ページ目のコスト計測の関係ですけれども、簡易計算、試算をしたというようなことが書かれているのですが、具体的な数字等が書かれていないので御質問させていただく。こうした簡易計測をされた結果、20年の3月までにコスト面で20%削減できるというような、ある程度目途がついているのかどうかについてお答えいただきたいと思います。

○堀本課長 現時点では簡易的な試算であり、そうした目途がついているかということ、まだそういう試算にはなってはおりません。いずれにせよ、来年度についてはしっかりとコスト計算をしていきますので、その中でそういったことについてもきちんと分析をさせていただきます。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 そういう見通しがついていないということになると、申し訳ないのですが、きちんと計測した結果、達成されたのかどうかは初めて分かるという話になってしまう。やはり取り組むからには、簡易な計測に基づいて、これをやれば、ほぼ達成できるであろうという見通しのもとに進めていただきたいと考えているのですが、その点はいかがでしょう。

○堀本課長 来年度については、そのような分析をさせていただきます。

○高橋部会長 とにかく、深彫りをして、これだったら必ず20%できるというところまでやっただけであればありがたい。来年度は結果が出ると思いますので、そういう方向で是

非取り組んでいただければと思います。その辺は濱西専門委員がおっしゃったように、結果、あけてみたら駄目だったではこちらも困りますので、是非、最終年度結果が出るように、計画的に進めていただければと思います。

それでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、大変お忙しいところ、ありがとうございました。引き続き、よろしく願いいたします。

本日の議題は以上でございます。最後に事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の日程につきましては、後日、事務局のほうから御連絡をさせていただきます。

○高橋部会長 それでは、会議を終了いたします。どうもありがとうございました。